

只見町国民健康保険朝日診療所 短時間通所リハビリテーション

介護予防短時間通所リハビリテーション 重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 事業所の概要

(1) 所在地及びサービス提供地域

事業所名	只見町国民健康保険朝日診療所
所在地	福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 3 1 番地
事業所番号	0 7 1 2 3 1 0 8 0 4
連絡先	TEL 番号 0 2 4 1 - 8 4 - 2 2 2 1
	FAX 番号 0 2 4 1 - 8 4 - 2 2 2 3
提供地域	只見町 南会津町

(2) 短時間通所リハビリテーションの目的と運営方針

- ・生活に障害のある方や障害を持つおそれのある方とそのご家族が自立した生活を取り戻し、安定した在宅生活を送れるようお手伝いさせていただくことを目的としています。
- ・要介護者等の心身の特性をふまえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
- ・サービスの提供に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ・提供するサービスの質の向上、及び改善を図るよう努力するとともに、リハビリテーション技術の進歩に見合った、技術を持ってサービスを提供します。

(3) 職員体制

	常勤	職務内容
管理者（医師）	1	管理者として事業所の管理を一元的に行うとともに、他職種と連携しつつ自ら医療を行う。
事務長	1	職員等の管理及び業務の管理を行う。
作業療法士	1（兼務）	他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案及びリハビリテーションの提供等を行う。
看護師	9	他職種と連携しつつ、リハビリテーションの補助、利用者の見守り、健康保持のための看護業務等を行う。
事務員	6	庶務及び経理事務を行う。

(4) 営業日及び営業時間

①営業日：12月29日から翌年の1月3日、8月14日～16日、祝日、水曜日を除く、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日とする。

ただし、当事業所の事情により営業日を変更する場合には、利用者、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等の関係機関にあらかじめ連絡するものとする。

②営業時間：9時30分～11時00分

(5) 対象者

介護保険被保険証をお持ちで、要支援1・2、要介護1～5に認定された方

(6) 利用定員 4名／日

2. サービスの主な内容

- ・バイタルチェック、心身機能の評価
- ・リハビリテーション実施計画書の作成
- ・以下のような内容の個別訓練、自主トレーニングの実施
 - ＊日常生活に必要な動作練習（起きる、食事、トイレ、整容等）
 - ＊外出や趣味活動、家庭や社会参加のサポートや練習
 - ＊心理的な精神面へのサポート（意欲の向上等）
 - ＊摂食嚥下・言語機能の練習（食べる、飲み込む、話す）
 - ＊利用者、家族、介護者への介助法・自主トレーニング支援
- ・福祉用具や家屋整備等の環境調整
- ・家族、他職種との情報共有と連携

3. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・併設医療機関(内科・外科・歯科)

- ・名 称 只見町国民健康保険朝日診療所

- ・住 所 福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 3 1

- ・協力医療機関(内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・婦人科・耳鼻科・泌尿器科・神経内科)

- ・名 称 福島県立南会津病院

- ・住 所 福島県南会津郡南会津町永田風下 1 4 - 1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙……………飲酒は禁止いたします。

敷地内は全面禁煙となります。

- ・火気の手扱い……………ライター等火気の所持は固くお断りいたします。

- ・設備・備品の利用……………事前に職員に申出下さい。

- ・所持品・備品等の持ち込み…所持品には名前をご記入下さい。

- ・金銭・貴重品の管理……………事前に職員に申出下さい。利用者ご自身で管理できる範囲でお願いいたします。

なお、現金は特に不要です。

また、紛失等の責任は負いかねます。

- ・宗教活動……………禁止といたします。

- ・ペットの持ち込み……………禁止といたします。

- ・自車を運転しての利用……………自己送迎を希望される場合、診療所に入る前の段階での運転中の交通事故等につきましては、当事業所は関わる事ができず、全て自己責任となります事を御了承下さい。

- ・転倒や体調の急変等……………安全にお過ごしいただけるよう職員全体で対応しますが、予期せぬ転倒や体調の急変は十分に考えられます。ご理解のほどお願いいたします。

5. 非常災害対策

- ①サービスの提供中に災害が発生した場合、職員等は、利用者の避難等適切な措置を講ずるものとし、診療所所長は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の措置をとるものとする。

- ②非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、非常通報装置等ほか。

- ・防災訓練 消防署立会いのもとでの消火、避難訓練及び自衛避難訓練等の実施。

6. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故（利用者に対する身体的又は精神的被害）が発生した場合、次のように対応します。

- ①ご利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等を行なうとともに、速やかにご家族に連絡し、事故の発生状況、今後の対応についてご説明します。
- ②保険者（市町村）に事故の概要を連絡します。
- ③ご利用者及びご家族と話し合い、必要な場合損害賠償等を行います。
サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者に対してその損害を賠償します。
- ④保険者（市町村）に事故報告をした場合、事故後の処理結果、事故の原因及び再発防止策を策定し報告します。

7. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心してサービス利用をしていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 第三者評価の実施

当事業所では第三者評価は実施しておりません。

9. 要望及び苦情等の相談

利用者がサービスに関し苦情・要望等の申し出があった場合、速やかに苦情解決委員会に報告し、委員会は協議・改善を行い、その結果を利用者及び家族に報告いたします。お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

当事業所の提供するサービスに対しての要望・苦情につきましては、下記の者にお申し出ください。

- ① 相談・苦情受付担当者 齋藤 充

電話 0241-84-2221（月～金曜の午前8時30分から午後5時まで）

FAX 0241-84-2223（24時間受付）

※なお、1階トイレの手洗い場前に「ご意見箱」を用意してありますので、備付けの用紙にご記入の上ご利用ください。

- ②その他の相談・苦情受付機関

当事業所以外にお住いの市町村及び国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

10. 虐待防止に関する事項

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待防止対策委員会：定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止の指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 虐待防止対策責任者 所長 城 大祐

※ なお、サービス提供中に当事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

11. 短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）について

○介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

○短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）の概要

短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防短時間通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

1 2. 料金

(1) 料金

料金は、別紙1「短時間通所リハビリテーション基本料金表」「介護予防短時間通所リハビリテーション基本料金表」のとおりです。

※ 介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者
に支払われない場合があります。その場合は、一旦利用料金をお支払いいただき、サ
ービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、只見町の介護保険
担当窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) キャンセル料・サービスの中止

キャンセル料はいただいております。

都合によりサービスを中止する場合は、お早めにご連絡ください。

(3) 支払い方法

- ・支払いは、月締めの翌月支払いとなります。(翌月 10 日以上をお願いいたします。)
支払い方法は、診療所外来受診と同様、窓口にて現金にてお支払いをお願いいたしま
す。
- ・請求書や領収書の発行はありませんが、ご希望の際は発行することが出来ますので、
窓口にお声掛け下さい。

1 3. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。
またご不明な点、ご質問がございましたら、お気軽にお申しつけください。

【重要事項説明書 別紙2】

個人情報の利用目的

只見町国民健康保険朝日診療所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

個人情報の使用は、利用目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供が必要となる相手方以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

また個人情報を使用下状況等の記録を保管いたします。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －利用等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当診療所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

〈様式2〉

只見町国民健康保険朝日診療所 短時間通所リハビリテーション

介護予防短時間通所リハビリテーション 利用同意書

私は、本書面の交付を受け、事業者から短時間通所リハビリテーション、介護予防短時間通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

家族 住所

(代理人)

氏名

当事業者は、短時間通所リハビリテーションサービス、介護予防短時間通所リハビリテーションの提供開始にあたり、重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

サービス事業者 只見町国民健康保険朝日診療所

所在地 福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31番地

説明者 氏名

只見町国民健康保険朝日診療所

管理者（所長） 城 大祐 様

【利用約款に規定する緊急時及び事故発生時の連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	
電話番号	

只見町国民健康保険朝日診療所 短時間通所リハビリテーション

介護予防短時間通所リハビリテーション 利用約款

(約款の目的)

第1条 只見町国民健康保険朝日診療所（以下「当診療所」という。）は、要介護状態（介護予防短時間通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び身元引受人は、当診療所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が当診療所の短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）利用同意書を当診療所に提出したのち効力を有します。但し、身元引受人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行われないう限り、初回利用時の〈様式2〉同意書提出をもって、繰り返し当診療所の短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当診療所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当診療所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当診療所にお支払いいただきます。

(当診療所からの解除)

第4条 当診療所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を6か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状心身状態等が著しく悪化し、当診療所での適切な短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は身元引受人が、当診療所、当診療所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、診療所・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者又及び身元引受人は、連帯して、当診療所に対し、本約款に基づく短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当診療所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当診療所の利用料金は、前月料金の合計額を月締めとし、利用者及び身元引受人に知らせるものとする。

利用者及び身元引受人は、連帯して、当診療所に対し、当該合計額を翌月の末日まで（翌月10日以降）に支払うものとします。なお、支払いの方法は、当診療所受付窓口にて、現金にて支払うものとします。

- 3 当診療所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、希望があった場合に領収書を交付します。

(記録)

第6条 当診療所は、利用者の短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当診療所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第7条 当診療所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を【別紙2】のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第8条 当診療所は、利用者に対し、診療所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当診療所は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第9条 サービス提供等により事故が発生した場合、当診療所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 診療所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当診療所は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人は、当診療所の提供する短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 11 条 短時間通所リハビリテーション（介護予防短時間通所リハビリテーション）の提供に伴って当診療所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当診療所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当診療所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当診療所に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 12 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当診療所が誠意をもって協議して定めることとします。